

(2) 第 4 次いわき市障がい者計画の改定等
について

第4次市障がい者計画改定等に係る基本方針について

1 見直し等の趣旨

本市の障がい福祉施策については、「第4次市障がい者計画」において、「すべての市民が、人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念として掲げている。その基本理念の下、6つの施策分野について、施策に関する基本的方向性を定め、障がい者計画の実施計画にあたる「第4期市障害福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保が図れるよう障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策を定めている。

本年度については、計画期間の満了等から次の3つの計画について、中間見直し及び計画の策定を行うこととしている。

(1) 第4次市障がい者計画の改定

障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画。

計画期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間であり、平成26年度から平成29年度までの4年間の前期、平成30年度から平成32年度までの3年間の後期とし、平成30年度からの後期に向けて中間見直しを行う。

(2) 第5期市障害福祉計画の策定

障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るための計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられているもの。

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間であることから、平成30年度から3年間の第5期市障害福祉計画を策定する。

(3) 第1期市障害児福祉計画の策定

児童福祉法の改正（平成30年4月1日施行）に基づき、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害児通所支援等の見込量等を設定し、本市における施策の一層の充実を図るための計画。平成30年度から3年間の第5期市障害福祉計画と合わせて第1期市障害児福祉計画を策定する。

2 見直し等の視点

(1) 第4次市障がい者計画の改定

国の「市町村障害者計画策定指針」及び第4次計画の策定時（平成26年度）以降の障害施策等を勘案し、次の項目について見直しを行う。

- ・障がい者等を取り巻く現状と課題
- ・各種施策の課題・目標と具体的な方策 等

(2) 第5期市障害福祉計画の策定

国の基本指針（平成29年3月31日付厚生労働省告示第116号）に即し、次の内容により策定する。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の見込量及び見込量を確保するための方策
- ・ 成果目標 等

(3) 第1期市障害児福祉計画の策定

国の基本指針（平成29年3月31日付厚生労働省告示第116号）に即し、次の内容により策定する。

- ・ 障害児通所支援、障害児相談支援の見込量及び見込量を確保するための方策
- ・ 成果目標 等

3 策定体制

(1) 市地域自立支援協議会

現行の障がい者計画については、策定委員会を経て策定した経過があるが、地域の実情に応じた障がい者等への支援体制整備について協議を行う当協議会の委員と重複した委員構成となることから、当協議会により計画改定及び策定に係る検討・協議を実施する。

(2) 庁内検討組織

第4次市障がい者計画については中間見直しであること、また政策調整会議幹事会に諮り、庁内の合意形成を図ることとする。

なお、現行計画に係る各事業実績などについて庁内照会により実施する。

(3) 委託事業者

アンケート調査集計分析、現状課題分析、改定及び策定計画素案作成、改定及び策定計画製本、専門的な知見からのアドバイスなど受託業者と連携を図り改定計画などの作成を実施する。

⇒ 受託業者：株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所
(宮城県仙台市青葉区一番町2丁目4番1号)

(4) 現状及び課題などニーズ把握

○ アンケート調査

三障害当事者及び手帳保持者、難病の方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体などに対し行う。

⇒ 平成29年6月30日にアンケート調査票を発送。

実施期間：平成29年6月30日～平成29年7月21日

対象及び調査数

区 分	送付数（人）	設問数（問）
手帳所持者	3,412	52
非手帳所持者	588	52
障害福祉サービス運営法人等	181	11
障がい者関連団体	23	8
合計	4,204	—

○ ヒアリング調査

障害福祉サービス事業者、障がい者団体などに対し行う。

⇒ 7月下旬～8月中に実施予定。

(5) 市民意見

計画改定及び策定に係る素案を作成し、市民意見募集手続（パブリックコメント）を実施し、最終的な計画へ反映させる。

4 行政報告

障害者基本法第11条の規定に基づき、障がい者計画の策定及び変更について、議会へ報告するとともに、その要旨を公表しなければならないとされている。

5 スケジュール

詳細は別紙のとおり。

第4期いわき市障がい者計画改定（中間見直し）等スケジュール

平成29年7月27日

区 分		平成29年度																																																											
		5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月																													
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下																														
1	業務委託先の選定及び決定 (プロポーザル)	●						業務委託開始																																																					
2	当事者及び障がい福祉サービス事業者へのアンケート	●						自立支援協議会委員アンケート内容確認			●			アンケート実施																																															
3	庁内等へ現行計画実績値等							●			実績値等照会及び集計																																																		
4	障がい福祉サービス事業者等ヒアリング（現状把握・課題抽出）							●			現状把握			●			課題抽出																																												
5	業務委託（アンケート分析～現状・課題分析～改定及び策定計画素案作成）							●			アンケート集計・分析			●			現状・課題分析									●			印刷用原稿校正			●			●			成果品納品																							
6	改定及び策定計画素案の庁内合意形成													●			改定及び策定計画素案作成									●			改定及び策定計画素案調整																																
7	パブリックコメントの実施																			●			上局意思決定			●			実施																																
8	パブリックコメントの結果検証																									●																																			
9	改定及び策定計画の最終調整、及び庁内合意形成																															●			最終調整・庁内合意形成																										
10	いわき市地域自立支援協議会（改定及び策定に係る協議）							●			計画改定方針等説明									●			現状分析結果等説明									●			改定及び策定計画素案説明									●			改定及び策定計画案説明									●			成果品報告		
11	公表及び県への提出（改定及び策定計画）																																																	●											

※ 現行計画とは、第4次障がい者計画及び第4期障害福祉計画をいう。